



はじめに

日経225対象銘柄の企業について、2022年7月末時点でのTCFD開示情報を集計し、分析いたしました。今後のガバナンス体制の強化や経営戦略の立案、開示方針の検討などにご活用ください。

※調査方法について

調査対象企業 : 日経225対象銘柄(2022年7月31日現在)

調査対象媒体 : 有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書、統合報告書およびこれら

の報告書等でリンク先が示されている企業のWebサイト

調査集計方法 : EYに所属するメンバーで調査対象媒体のTCFD開示情報を集計し、分析い

たしました。

なお、選択肢の何れにも当てはまる場合には重複して集計しているため、

母数の合計が225以上となっている場合があります。



要旨

日経225対象銘柄の企業のうち、9割以上がTCFD開示にコンプライしており、積極的な開示姿勢が見て取れる。また、気候関連リスクおよび機会について取締役(会)への報告体制を9割以上の企業が構築するなど、ガバナンス体制の整備が進められている。一方で、気候変動対応の目標に対するパフォーマンスが社内報酬制度と紐付いている企業は3割弱であるなど、ガバナンス体制の構築として取り組むべき課題も残されている。

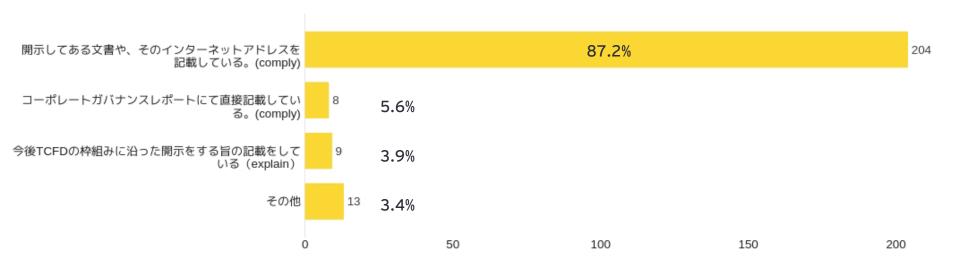
「戦略」においては、気候変動問題への対応策・緩和策を4種類以上記載している開示が7割以上を占めるなど、定性的な開示は充実している。一方で、財務影響を定量的に開示している企業は2割弱に留まっている。また、「リスク」の定量化は項目数を含め充実しているが、「機会」の定量化行っている企業は比較的少なく、「リスク」と「機会」の開示のバランスも今後の課題となる。

「指標と目標」において、削減目標を9割以上の会社が開示しているものの、総括的な開示に留まらずアクションごとの目標設定をしている企業は3割弱に留まっている。 TCFD開示の積極的な姿勢を実際のアクションに繋げ、より具体的に「指標と目標」を開示することが今後求められる。



1. 開示全般

TCFD開示について90%の企業がコンプライしている。



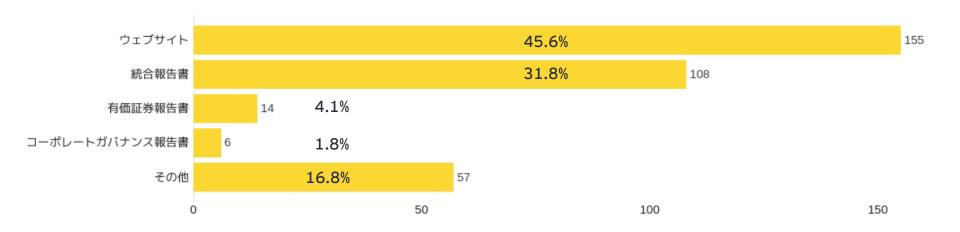
※「その他」として、記載、言及なしの他、「今後分析をすすめていく」「2022年統合報告書に記載予定」など記載

このうち、TCFD開示を従来から行っている企業は42%、 今年度初が22%(不明36%)である。



1. 開示全般

▶ 開示媒体はwebによる開示が46%、統合報告書が32%、 有価証券報告書は4%程度

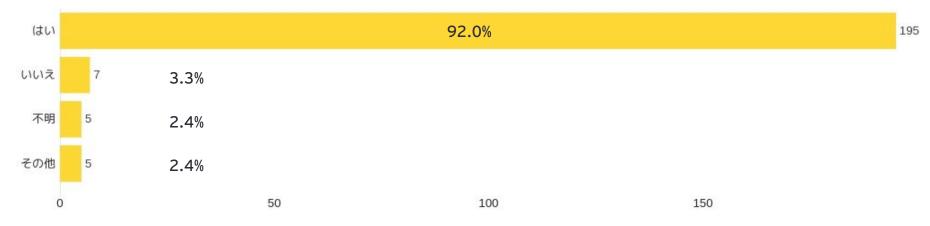


※「その他」の内容としては、環境報告書、サステナビリティレポート、TCFDレポートなど



2. ガバナンス

- 気候関連リスクおよび機会について取締役(会)に報告する体制を92%の企業が構築
 - Q. 取締役会による気候関連リスクと機会について定期的に気候変動に関する報告が取締役 (会)になされる体制の有無は開示されていますか?

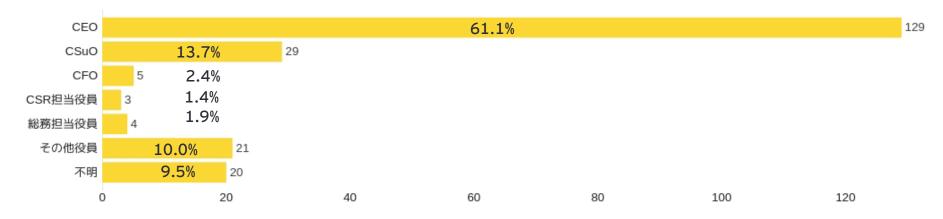


気候変動に関わりのある外部専門家からなるアドバイザリーボードなどを利用している企業は7%に留まる。その他社外の委員に専門知識を有するメンバーがいる旨の記載をしている企業もあった。



2. ガバナンス

▶ 環境委員会、サステナビリティ委員会など気候変動対応に 係る業務推進部署の責任者はCEOが61%



企業の気候変動対応の監督機関は取締役会が90%



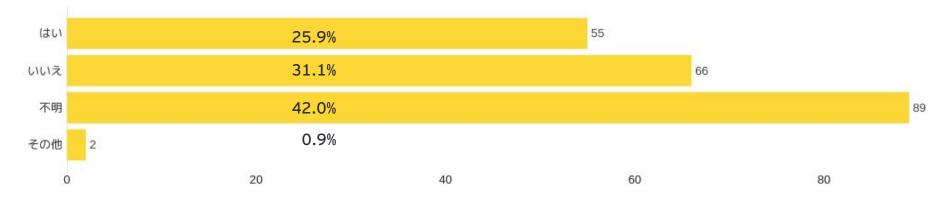
※「その他」として経営会議、代表取締役、常務委員会など



2. ガバナンス

気候変動対応の目標に対するパフォーマンスが社内報酬制度と紐付いている企業は26%。紐づいていない会社が31%。 不明が42%

Q. 気候変動関連目標に対するパフォーマンスは社内報酬制度と関連していますか?

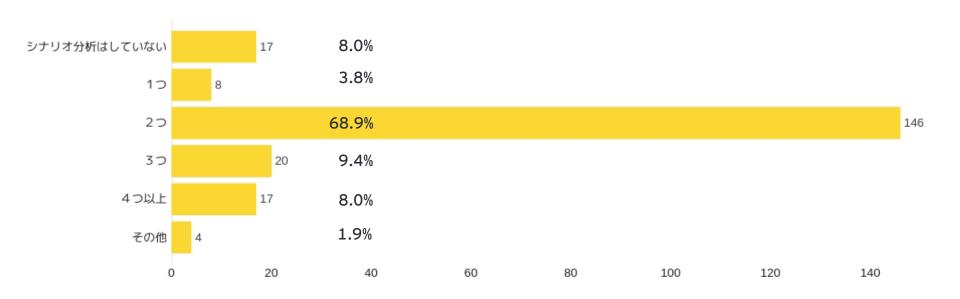




- リスクについては類似する項目が識別されている。
 - ▶ カーボンプライシング
 - ▶ 排出規制
 - ▶ 技術革新
 - ▶ 顧客需要の変化
 - ▶ 資源の調達
 - ▶ サプライチェーン
 - ▶ 異常気象(急性)
 - 気候変動(慢性的)
 - ▶ 健康問題

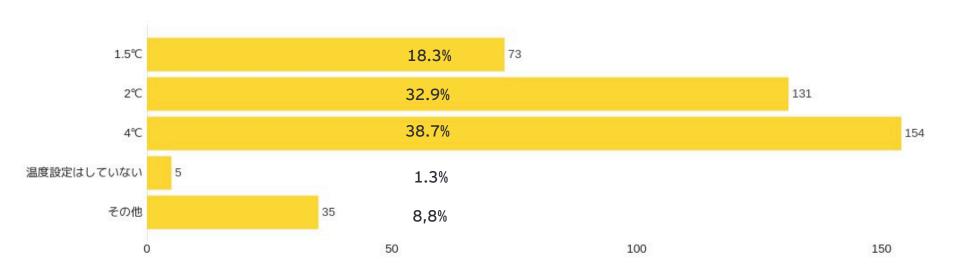


▶ シナリオ分析において2つのシナリオを用いている企業が69%





- ・ 低炭素社会への移行シナリオで33%が2.0℃シナリオを、
 18%が1.5℃シナリオを使用していると推定できる。
- ▶ 低炭素社会へ移行しないシナリオにおいては4℃シナリオが スタンダードとなっている。





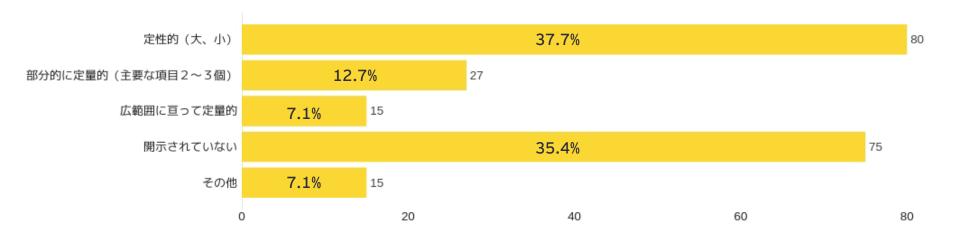
▶ シナリオのデータソースとしてIEAやIPCCシナリオを採用

国際エネルギー機関(IEA:International Energy Agency)(細かいシナリオが不明な場合はこちら)	15.96%	71
「Stated Policies Scenario」(IEA WEO2019)	6.74%	30
[Reference Technology Scenario] (IEA ETP2017)	3.37%	15
[Sustainable Development Scenario] (IEA WEO2019)	11.91%	53
国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC:Intergovernmental Panel on Climate Change)細かいシナリオが不明な場合はこちら	13.93%	62
[RCP8.5] (IPCC AR5)	15.96%	71
[RCP2.6] (IPCC AR5)	11.24%	50
その他	20.90%	93

▶ 設定期間としては、様々な回答があったものの、短期1年、 中期8年から10年、長期21年~30年と捉えているのが スタンダード



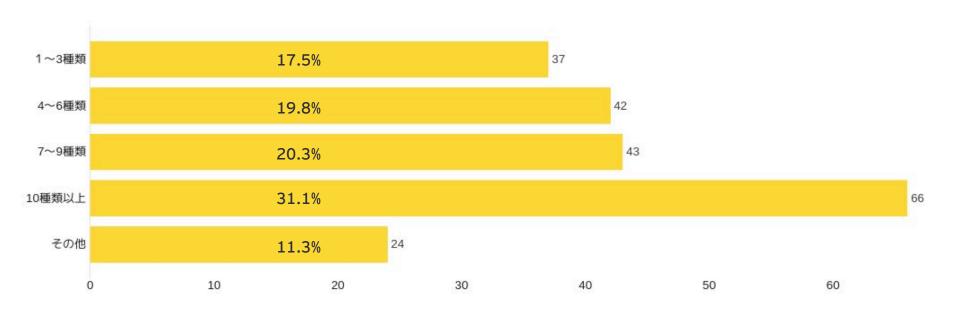
財務的影響について、開示がない企業は35%、定性的な開示は38%、部分的なものも含め定量的な開示は13%に留まっている。



▶ 財務影響が定量的に開示されている場合、純損益に与える影響がマイナスとなっている開示が多く、リスクに比べ、機会の定量的な開示が少ないことも影響していると推察される。



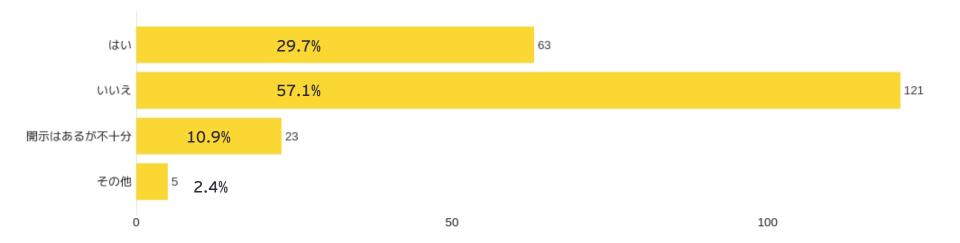
► 気候変動問題への対応策・緩和策として4種類以上記載が ある開示は71%





4. リスク管理

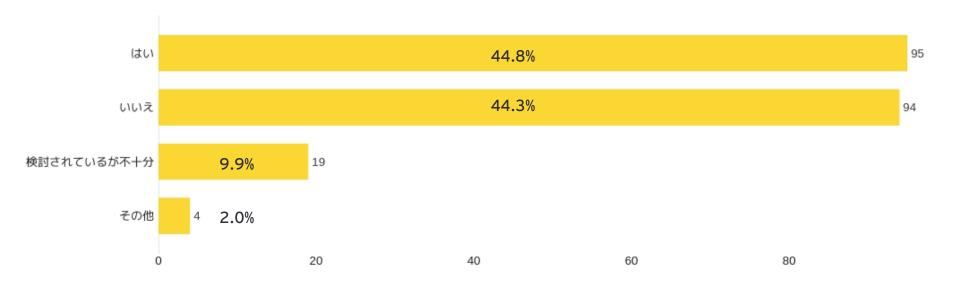
気候変動リスクに関する社内での評価基準の開示は30%に 留まる。





4. リスク管理

▶ 全社なERMプロセスで気候関連要因は他のリスクと機会と ともに検討されている会社は45%に留まる。





5. 指標と目標

- ▶ スコープ3について57%の企業が開示
- 開示カテゴリーはサプライチェーンの上流部分を中心に開示
- 再エネ利用に関する指標を開示している会社は46%
- ▶ 機会に関する測定を開示している会社は23%に留まる。



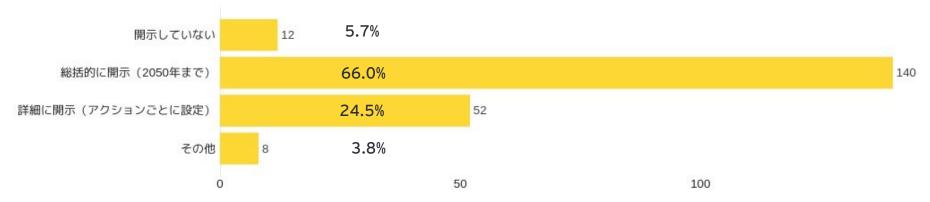
5. 指標と目標

1. 購入した製品・サービス: 原材料の調達、パッケージングの外部委託、消耗品の調達	8.95% 96
2. 資本財 生産設備の増設	8.01% 8
3. Scope1,2に含まれない燃料及びエネルギー活動	8.57% 92
4. 翰送、配送(上流)	8.29% 89
5. 事業から出る廃棄物	8.29% 89
6. 出張 (従業員の出張)	8.29% 89
7. 雇用者の通勤	8.11% 8
8. リース資産 (上流) 自社が賃借しているリース資産の稼働	2.80% 3
9. 翰送、配送 (下流)	4.85% 52
10. 販売した製品の加工	3.08% 3
11. 販売した製品の使用	7.08% 7
12. 販売した製品の廃棄	6.52% 70
13. リース資産 (下流)	3.08% 3
14. フランチャイズ	1.86% 20
15. 投資	2.70% 29
16.その他	1.12% 1
合計	107

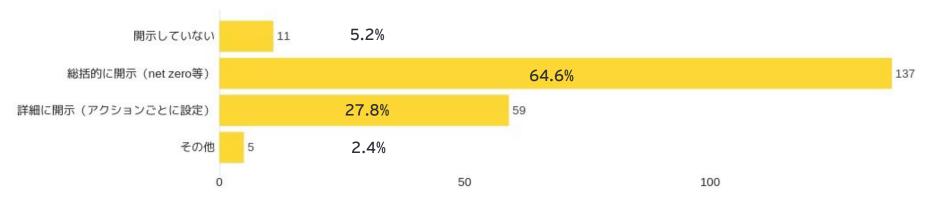


5. 指標と目標

削減目標を90%の会社が開示しているが、アクションごとの目標達成時期 を開示している企業は25%に留まる。



▶ 上記のうち、定量的な目標を92%の会社が開示しているが、アクションごと に詳細な開示している企業は28%に留まる。

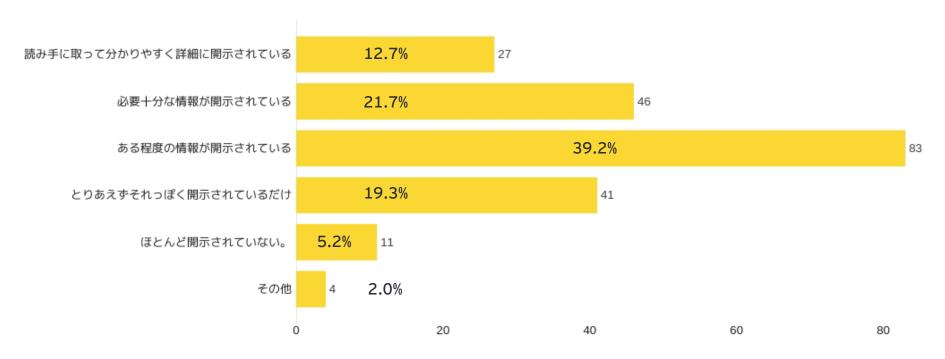




6. 総括

最後に全体としての総合評価として、読み手にとって(※)わかりやすく詳細に開示されているとの評価は13%、必要な十分な情報が開示されているとの評価は22%に留まっている。

(※) EYメンバーの判断





EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの 実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を 支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2022 Ernst & Young ShinNihon LLC. All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp

